

## クーリング・オフについて

### ■クーリング・オフについて

不動産特定共同事業契約（以下「本契約」といいます。）を締結した事業参加者は、不動産特定共同事業法第 25 条第 1 項の書面（契約成立時書面）の電子交付を受けた日から起算して 8 日間、本契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができます。

クーリング・オフを希望する場合は、「クーリング・オフ通知書」に必要事項をご記入の上、当社宛てにご郵送ください。クーリング・オフを行使された場合、出資金を返還いたします。

### 【クーリング・オフの手続き方法】

1. 本書別紙の「クーリング・オフ届出書」に必要事項を記載してください。
2. 以下に記載のある、当社の住所宛に郵送する方法により、当社宛にご送付ください。電話等による口頭での通知は認められません。

#### 【送付先】

〒106-6037

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー

ONE DROP INVESTMENT株式会社 営業部宛

## 中途解約について

### ■中途解約の実施

中途解約は原則できません。やむを得ない事由が存在する場合には、当社に書面による通知をすることにより、本契約を解約することができます。なお、解約事由によっては、解約をお断りすることがございますのでご了承ください。

その他、中途解約に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2019 年 11 月 25 日

クーリング・オフ届出書

私は、不動産特定共同事業契約第14条に基づき、契約を解除することをここに通知いたします。

商品名 \_\_\_\_\_

事業会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー  
ONE DROP INVESTMENT株式会社

契約年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

契約口数 \_\_\_\_\_ 口

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_ 印